

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置については、特例措置の期間の延長を行うとともに、地域の実情に即した適切な財政措置を講じるなど、合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるようにすること。

2. 合併特例債について

(1) 合併特例債については、公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大を図るとともに、その所要額を確保し、特例期間を延長すること。

また、合併特例債により造成した基金の取崩し及び取り崩した基金の活用については、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

(2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。